

資料6 用語集

【英数】

	用語	意味
1	1号認定	3～5歳までの幼児期の学校教育のみの児童（教育標準時間認定）
2	2号認定	3～5歳までの保育の必要性のある児童（保育認定）
3	3号認定	0～2歳までの保育の必要性のある児童（保育認定）

【か】

	用語	意味
か	確認制度	市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定こども、2号認定こども、3号認定こどもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する制度。（子ども・子育て支援法第31条）
	家庭的保育	家庭において必要な保育を受けることが困難である満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもと、少人数（5人以下）で、きめ細かな保育を行う事業。
	教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度における認定こども園、保育所、幼稚園。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、1対1で保育を行う事業。
こ	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）」
	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国又は地方公共団体、地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。
	コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ】

	用語	意味
し	事業所内保育	保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所の施設などにおいて、従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を一緒に行う事業。
	施設型給付	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を通じた子どものための給付。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等について児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議する機関。
	小規模保育	保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
	次世代育成支援対策推進計画	次世代育成支援対策推進法第8条1項の規定により策定する市町村の行動計画。
	新・放課後子ども総合プラン	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことが出来るよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

【た】

	用語	意味
ち	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業がある。
	地域型保育給付	地域型保育事業（小規模保育や家庭的保育等）を通じた子どものための給付。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

と	特定教育 保育施設	市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。幼稚園については施設型給付を受ける場合のみが該当。
	特定地域型 保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業。

【な】

	用語	意味
に	乳幼児	乳児と幼児をあわせた呼称。乳児は生後 0 日から満 1 歳未満までの者をいい、幼児は満 1 歳から小学校就学前までの者をいう。

【は】

	用語	意味
ほ	保育	乳幼児を適切な環境のもとで、健康・安全で安定感をもって活動できるように養護するとともに、その心身が健全に発達するように教育することをいう。
	保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって、保育する施設。
	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を行う仕組み。
	保育園型認定こども園	認可保育所が保育が必要な子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

【や】

	用語	意味
よ	幼稚園	満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。
	幼保連携型 認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。
	要保護児童 対策地域協議会	虐待を受けた児童をはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うことを目的に地方公共団体が設置する組織。

	幼児教育	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもに対して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして行われるもの。
	幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が、教育終了後も保育が必要な児童の保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

【ら】

	用語	意味
り	量の見込み	地域の子育て世帯の状況や子育て支援へのニーズから推計した「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量。